

福岡県公報

平成二十七年三月二十七日
第三千六百八十号
増刊 ①

目次

規 則 (第十三号―第十九号)

○福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課)……………二	○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (男女共同参画推進課)……………二	○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (薬務課)……………二	○福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害者福祉課)……………三	○福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)……………四	○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事課)……………五	○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課)……………八	訓 令 (第一号)	○福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令 (総務事務センター)……………八	教育委員会	○福岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)……………九	○福岡県教育委員会会議の傍聴に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)……………九	○福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)……………一〇	○福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
--	--	--	--	---	--	-------------------------------------	-----------	--	-------	---	--	---	---------------------------------

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)……………一〇	○福岡県教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則 (教育庁総務課)……………一一	○福岡県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則 (教育庁義務教育課)……………一一	○福岡県教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)……………一一	○福岡県教育委員会職域表彰規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)……………一二	○教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)……………一二	○福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)……………一二	○福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)……………一三	○福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)……………一四	○福岡県教育委員会認証局利用規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)……………一四	福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)……………一四	人事委員会	○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)……………一五	○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)……………一九	○福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)……………二一	○平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料に関する規則 (人事委員会事務局給与公平課)……………二四	○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)……………二六	○福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、
--	--	---	--	--	--	---	--	--	---	---	-------	---	---	--	--	--	---------------------------------

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目2番15号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則
 第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条
 例附則第三項の職員等を定める規則を廃止する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………五九

○福岡県教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………五九

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………五九

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定め
 る規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………五九

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課) ……………六〇

再 掲

○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………六〇

規 則

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の
 一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十三号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行
 規則(平成二年福岡県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中

鳥獣の保護及び狩猟
 の適正化に関する法

鳥獣の保護及び管理
 並びに狩猟の適正化

に改める。

「**第**」 「**に**」 「**に関する法律**」

第一条 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行
 規則の一部を次のように改正する。

様式第二号中

福岡県立自然公園 条例			
風致地区内におけ る建築等の規制に 関する条例			
福岡県立自然公園 条例			

改める。

附 則

この規則中第一条の規定は平成二十七年五月二十九日から、第二条の規定は平成二十
 七年四月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日
 を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

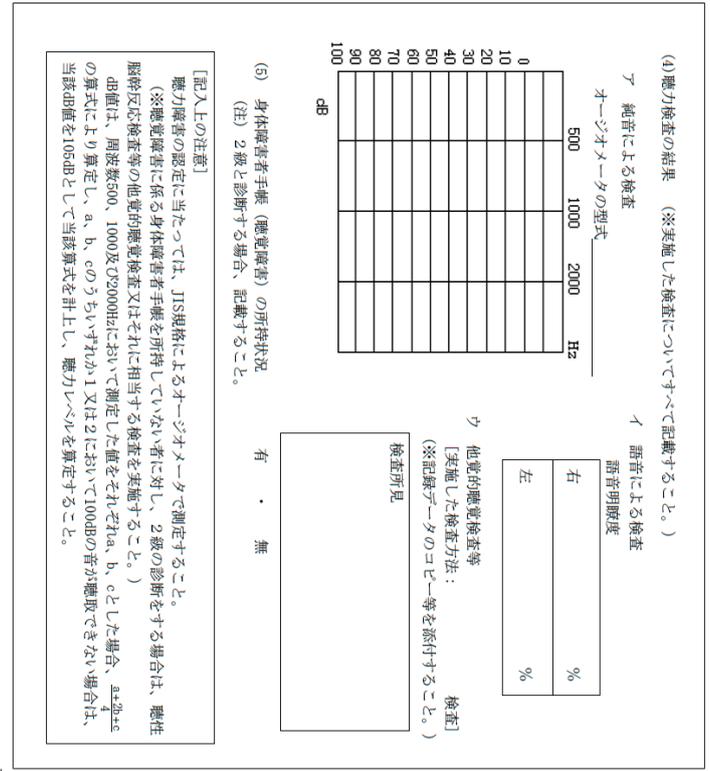
福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十四号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部
 の施行期日を定める規則

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年福
 岡県条例第四十八号)中第十三条の二第二項の改正規定の施行期日は、平成二十七年四
 月一日とする。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに



に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十七号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和三十二年福岡県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十三条」を「第三十二条」に改める。

第三条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国への旅行に伴う支度」及

び「又は支度料」を削り、同条に次の一号を加える。

三 条例第二十九条第三項に規定する外国旅行の旅費の額に含まれる費用のうち、外国旅行のため支払った金額で、所要の払戻のしつとをともにかかわらず、払戻を受けることができなかつた額

第六条第五項を次のように改める。

5 条例第十一条第五項に規定する給与の種類は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)及び他の条例に規定する給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当及び農林漁業普及指導手当又はこれらに相当する給与とする。

第八条第二項第一号中「日本交通公社」を「株式会社ジェイティービー」に改める。

第十四条中「第十九条第二項」を「第十九条」に、「同項に規定する」を、「同条に規定する」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額」を「現に支払つた通信連絡費の額又は実勢価格を勘案し知事が別に定める方法により計算した額」に改め、同条各号を削る。

第十七条第二項中「旅行の」を「実習船による航海旅行の」に、「食卓料に旅行雑費を加えた額」を「食卓料の額に百分の百五十を乗じて得た額」に改める。

第二十一条第一項中「第三十条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第三十条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同項第一号中「旅客サービス施設使用料」の下に「及び旅客保安サービス料」を加える。

第二十二条中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

付則第三項中「福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」を「福岡県特別職の職員の給与等に関する条例」に改め、「及び教育長(以下この項において「特別職員」という。)」を削り、「特別職の職員」を「特別職の職員」に改める。

別表第二中

条例第十九条第二項に規定する旅行雑費(県内のみを旅行した日にあつては、二〇〇円を超える場合に限る。)

通信連絡費の支払を証明するに足る書類
県外同一地域内交通費の支払を証明するに足る書類

を

<p>条例第十九条に規定する旅行雑費（旅行日数一日につき二〇〇円を超える場合に限る。）</p>	<p>支払を証明するに足る書類</p>
---	---------------------

に

改め、同表条例第二十五条ただし書きに規定する県外同一地域内の鉄道賃、船賃又は車賃の項を削り、同表上欄中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十六条第二項」を「第二十五条第二項」に、「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条第三項」を「第二十六条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十八号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第五を次のように改める。

別表第 5 (第 3 条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	29
60	24	48	32	30
61	25	49	33	30
62	26	49	34	30
63	27	50	35	31
64	28	50	36	31
65	29	51	37	31
66	30	51	38	32

67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37
83	46	60	55	37
84	46	60	56	37
85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	38
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	62	62	38
92	50	62	62	38
93	51	63	63	39
94	51	63	63	39
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	40
100	54	64	66	40
101	55	65	67	40
102	55	65	67	40
103	56	65	68	40
104	56	65	68	40
105	57	66	69	40
106	57	66	70	41
107	57	66	71	41
108	58	66	72	41
109	58	67	73	41
110	58	67	73	41
111	59	67	74	41
112	59	67	74	42
113	59	68	75	42
114	60	68	75	42
115	60	68	76	42
116	60	68	76	42
117	61	69	76	43
118	61	69	76	43
119	62	69	76	43
120	62	69	76	43
121	63	69	76	43
122		69	76	43
123		69	76	44
124		70	76	44
125		70	76	44
126		70	76	
127		70	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		71	76	
132		71	76	
133		71	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(この規則の施行に關し必要な事項)
- 2 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、福岡県職員との給与に關する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県知事 小 川 洋

福岡県規則第十九号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八十六条の五(見出しを含む。)中、「内部組織及び位置」を「及び内部組織」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	内 部 組 織
福岡県女性相談所	相談課 保護課

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令

福岡県訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福岡県知事 小 川 洋

福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令
福岡県職員被服貸与規程(昭和三十七年二月福岡県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「給配課」を「財産活用課」に改め、同表四の項中「ズック」を「安全靴」に改め、同表六の項中

作業帽	3年
作業服(上、下)(夏)	2年(2着)
作業服(上、下)(冬)	3年(2着)
防寒着	5年
ズック(林業手、家畜及び家禽管理を除く。)	3年(地下たび3年3足)
安全靴(農業手農業を除く。)	3年
雨合羽	5年
ゴム長靴	3年

作業帽	3年
作業服(上、下)(夏)	2年(2着)
作業服(上、下)(冬)	3年(2着)
防寒着	5年
安全靴	3年
雨合羽	5年
ゴム長靴	3年

改め、同表十五の項中「(大宰府病院を除く。)」を削り、同表十七の項中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所」に改め、同表二十六の項中「農業総合試験場」を「農林業総合試験場」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会会議規則（昭和三十一年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

第二条第二項 定例会は、毎月一回これを招集する。

第二条第三項を削り、同条第四項中「委員長」を「教育長」に、「委員二人以上の者から書面で」を「委員の定数の三分の一以上の委員から」に改め、同項を第三項とする。

第四条第二項、第五条第一項及び第三項、第六条、第七条第二項、第八条第一項及び第二項、第十条第一項、同条第二項及び第三項中「委員長」を「教育長」に改める。

第十二条第一項中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に改める。

第十四条の見出し中「会議録」を「議事録」に改め、同条を次のように改める。

第十四条 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成しなければならない。

第十五条第一項を削り、同条第二項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、第十四条第二項とする。

第十六条中「会議録」を「議事録」に改め、第十五条とし、同条第二号中「出席欠席委員」を「出席者及び欠席委員」に改め、同条第四号中「の要旨」を「内容」に改め、同条第五号中「の概要」を「内容」に改め、同条第六号から第八号までを削り、同条第九号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第六号とする。

第十七条中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、第十六条とし、次の一条を加え、第十七条とする。

第十七条 教育長は、議事録を作成したときは、第十二条第一項の規定により非公開となつた事件を除き、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

第十八条中「委員長」を「教育長」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の福岡県教育委員会会議規則の規定（第二条第二項及び第三項を除く）は、なおその効力を有する。

福岡県教育委員会会議の傍聴に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県教育委員会会議の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会会議の傍聴に関する規則（平成十四年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

（経過措置）

第一条から第四条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法

律第七十六号) 附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する
場合においては、改正前の福岡県教育委員会会議の傍聴に関する規則の規定は、なお
その効力を有する。

福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会公告式規則(昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号)の一部を
次のように改正する。

第一条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第二条中「委員長」を「教育長」に改める。

第四条ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法
律第七十六号) 附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する
場合においては、改正前の福岡県教育委員会公告式規則の規定は、なおその効力を有
する。

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに
公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和四十二年福岡県教育委員会規則第
六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第二条第十三号中「及び子ども手当」を削り、「受給資格並びに」を「受給資格及び
」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(委任事務の教育委員会への報告)

第五条 教育長は、第二条各号に掲げる事務のうち重要と認めるもの及び委員に報告を
求められた事務について、当該事務の処理を終了した後最初に開かれる教育委員会に
報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法
律第七十六号) 附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する
場合においては、この規則による改正後の福岡県教育委員会の事務委任等に関する規
則第五条の規定は適用せず、この規則による改正前の福岡県教育委員会の事務委任等
に関する規則第一条の規定は、なおその効力を有する。

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)の一部を次のように
改正する。

第一条中「第十八条」を「第十七条」に改める。

第十三条第十二号中「市町村教育委員会」の下に「教育長及び」を加え、第二十号を

削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とする。

第十五条第七号中「及び子ども手当」を削る。

第十八条第十二号中「教育実践研究」を「ふくおか教育論文」に改める。

第十九条第六号中「地域改善対策」を「福岡県地域改善対策奨学資金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正前の福岡県教育庁組織規則第一条の規定は、なおその効力を有する。

福岡県教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則

福岡県教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、廃止前の福岡県教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

福岡県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

福岡県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

福岡県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年福岡県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第二号

福岡県教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本 庁
出先機関

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

福岡県教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会公印管守規程（昭和三十一年四月福岡県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、委員長印」を削る。

別表第一中「管理部」を「総務部」に改め、同表第三項を次のように改める。

3	削除			
---	----	--	--	--

別表第二第三項を次のように改める。

3 削除

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正前の福岡県教育委員会公印管守規程の規定は、なおその効力を有する。

福岡県教育委員会訓令第三号

本 庁

福岡県教育委員会職域表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

出先機関

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

福岡県教育委員会職域表彰規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会職域表彰規程(平成十年三月福岡県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「推進」の下に「又は教育の振興」を加える。

第二条中「、本庁及び学校を除く出先機関(以下「出先機関」という。)に設置される課(室)、係又は班等」を、「教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、又はこれに設置される課(室)、係及び班等」に改める。

第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育の振興に関し、その活動の成果が特に顕著なもの
第六条中「及び総務課長」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項」を「第二十五条第四項」に改める。

第七条第一項中「教育事務局長」を「教育事務所長」に改め、同項第四号中「三日」を「四日」に改める。

第八条第二号に次のように加える。

ヲ 県立学校長の修学旅行引率に係る五日以上の県外旅行を承認すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正前の教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程第一条の規定は、なおその効力を有する。

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁

出先機関

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二項第十二号を削る。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁
出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表一第一項第一号中「第二十六条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、第五項第四号中「四日」を「五日」に改め、「県外旅行」の下に「（県立学校長の修学旅行引率に係るものを除く。）」を加え、第十二項第十号及び第十一号中「教育委員長名又は」を削る。

別表第二第十一項第十七号及び第二十二項を削り、第二十三項を第二十二項とし、第二十四項から第三十二項までを一項ずつ繰り上げる。

別表三第三項中「市町組合立高等学校在生徒を対象としたものを除く。」を削り、「事務」の下に「（県立学校在生徒を対象としたものを除く。）」を加える。

別表六第七項を削り、第八項を第七項とし、第一項第一号中「（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）」及び「第百三十条第一項並びに」を削り、「市町村立」を「市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。）町村立」に、「中等教育学校、専修学校及び各種学校」を「及

び中等教育学校」に改め、同項第二号中「法第四条の二」を「法第四条第四項及び第四条の二」に、「施行令第二十三号第二項」を「施行令第二十三号」に改め、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の」及び「（以下「指定都市」という。）」を削り、「及び中学校」を「、中学校、高等学校及び中等教育学校」に改め、同号を同項第三号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 法第百三十条第一項及び第百三十四条第二項に基づき、市町村立の教育長
専修学校及び各種学校の設置廃止、設置者の変更等を認可すること。

別表八中第十六項を削り、第十七項から第二十項までを一項ずつ繰り上げる。

別表十第十項第三号中「第七条」を「第八条」に改め、第十一項中「この項中福岡県立学校管理規則を「管理規則」という。」を削り、同項第一号中「管理規則」を「福岡県立学校管理規則」に改め、同項第二号を削る。

別表十一第十項中「この項中福岡県立学校管理規則を「管理規則」という。」を削り、同項第一号中「管理規則」を「福岡県立学校管理規則」に改め、同項第二号を削り、第十一項中「教育実践研究」を「ふくおか教育論文」に改める。

別表十三第三項第一号中「提出し、又は」を削り、同項第二号中「学校給食の」の下に「開設等の」を加え、同項第三号から第六号を削り、第七号中「希望」を「予定」に、「牛乳需要見込量等」を「牛乳見込量」に改め、同号を同項第三号とし、第八号中「供給事業者」を「及び供給事業者」に改め、「決定」の下に「方法並びに供給実施方針」を加え、同号を同項第四号とする。

別表十四教育事務所長の項第二項第十四号を削り、県立学校長の項第六項第九号を削り、第八項に次の一号を加える。

7 福岡県立学校管理規則第十六条の二第三項の規定に基づき、県立学校の学校評議員の委嘱に関する事務を処理すること。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する

場合においては、この訓令による改正前の福岡県教育委員会事務決裁規程別表一第二項及び第十二項の規定は、なおその効力を有する。

福岡県教育委員会教育長訓令第五号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号二中「及び子ども手当」を削り、同条第三号中「県外」を「県立」に改め、同条第四号ヌ中「優秀教員表彰」を「優秀教職員表彰」に改める。

第十三条第一号ロ中「幼稚園」を「公立幼稚園」に、同条第三号ト中「教育実践研究」を「ふくおか教育論文」に改める。

第十四条第一号ホ中「地域改善対策」を「福岡県地域改善対策奨学資金」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第六号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会認証局利用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

福岡県教育委員会認証局利用規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会認証局利用規程（平成十五年三月福岡県教育委員会教育長訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表職責認証カードの部福岡県教育委員会委員長の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正前の福岡県教育委員会認証局利用規程の規定は、なおその効力を有する。

福岡県教育委員会教育長訓令第七号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁文書管理規程（平成十六年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表第三十一条第一項の項を次のように改める。

第三十一条第一項	公印管守者（福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）以下「公印規程」という。）第三十一条第一項の公印管守者をいう。以下同じ。）又は公印管守補助者（公印規程第三条第二項の公印管守補助者	公印管守者（福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）第三十一条第一項及び福岡県教育委員会公印管守規程（昭和三十一年四月福岡県教育委員会訓令第二号）第三条第一項の公印管守者をいう。以下同じ。）又は公印管守補助者（福岡県公印規程第三条第二項及び福岡県教育委員会公印管守規程第三条第二項の公印管守補助者
----------	---	--

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

42	別表第三十三中	16	15	29	に、	32	を	35	に、		
42		16	15	29		29		32		30	
43		に改める。	16	16		29		29		30	35
43			16	30		29		30		30	30
43			16	30		29		30		30	30
44			16	30		30		30		30	30
44			16	30		30		30		30	30
44			17	30		30		30		30	30
45			13	31		31		31		31	31
45			14	31		31		31		31	31
46			14	31	31	31	31	31			
46			14	31	31	31	31	31			
47		14	31	31	31	31	31				
を		39	14	に、	32	34	31				
34	40	14	に、	32	34	31					
35	41	14	を	33	35	31					
36	41	15	を	35	36	32					
37	41	15	28	36	36	32					
37	42	15	29	36	36	32					

75	別表第三十四中	16	28	25	31	49	を	48	に、		
76		17	29	25	31	に、		48		38	
76		に改める。	を	29	26			32		49	38
77			14	29	26			32		26	39
に、			15	29	26			32		26	40
			15	29	26			26		26	40
			15	29	26			26		26	41
			15	29	26			26		26	41
			15	29	26			26		26	42
			16	30	27			27		27	42
			16	30	27		27	27	42		
			16	31	27	27	27	43			
		16	31	27	27	27	43				
		16	32	27	27	27	44				
を	に、	28	28	28	44	45					
42	73	15	28	28	29	45					
42	73	15	28	28	29	45					
42	74	15	28	28	29	46					
42	74	16	28	28	29	46					
42	74	16	28	28	29	46					
42	75	16	28	28	30	47					
43	73	16	28	28	30	47					
43	73	16	28	28	30	47					
43	74	16	28	28	30	47					
43	74	16	28	28	30	47					
43	74	16	28	28	30	47					
43	75	16	28	28	30	47					

ハ 県職員分限条例第三条第一号、警察職員分限条例第二条第一項第二号又は学校職員分限条例第三条第一号の規定による休職から復職したこと。

第十二条の三十一第二項第七号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

第十五条の二第二項を削り、同条第一項中「第十九条の二第二項」を「第十九条の二第三項第一号」に、「第十八条の二第二項」を「第十八条の二第三項第一号」に改め、同項第一号中「十一号の三」を「第十一号の三」に、「職を占める職員」を「職にある職員」に、「福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年人事委員会規則第十五号）第二条第二項に規定する区分（福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年人事委員会規則第十五号）第二条第二項に規定する区分をいう。以下同じ。）」に改め、同項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

県職員給与条例第十九条の二第三項第一号、警察職員給与条例第十八条の二第三項第一号及び学校職員給与条例第十九条の二第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第十五条の二に次の二項を加える。

3 県職員給与条例第十九条の二第三項第二号、警察職員給与条例第十八条の二第三項第二号及び学校職員給与条例第十九条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる管理職手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一種 六千円
- 二 二種 五千五百円
- 三 三種 五千円
- 四 四種 四千元
- 五 五種 三千円
- 六 六種 二千円

4 県職員給与条例第十九条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員、警察職員給与条例第十八条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員及び学校職員給与条例第十九条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る県職員給与条例第十九条の二第二項、警察職員給与条例第十八条の二第二項及び学校職員給与条例第十九条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第十七条第二号及び第二十一条第一項第一号中「福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」を「福岡県特別職の職員の給与等に関する条例」に改める。

第二十八条第一号中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の二百五」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改める。

様式第五号一紙の「裏面」記入上の注意の7中「ひひひ」の次に「ひひひ」を、「ひひひ」を、「ひひひ」の次に「ひひひ」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（県職員給与条例第十三条の二、学校職員給与条例第十三条の二及び警察職員給与条例第十二条の二の規定による地域手当の支給割合）

第二条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第四十四号。以下「県職員改正条例」という。）附則第九条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第五十四号。以下「学校職員改正条例」という。）附則第九条及び福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第五十五号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第九条の規定により読み替えられた県職員給与条例第十三条の二第二項各号、学校職員給与条例第十三条の二第二項各号及び警察職員給与条例第十二条の二第二項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	百分の十八
大阪市	百分の十五
名古屋市	百分の十三
福岡市	百分の五
福岡市を除く福岡県内の地域	百分の三・七五

（県職員給与条例第十三条の二の二の規定による地域手当の支給割合）

第三条 県職員改正条例附則第九条の規定により読み替えられた県職員給与条例第十三条の二の二の人事委員会規則で定める割合は、百分の十五とする。

(平成三十二年三月三十一日までの間における給与規則第十一条の三の規定による地域手当の支給割合)

第四条 平成三十二年三月三十一日までの間においては、この規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第十一条の三中「百分の十五」とあるのは、「百分の十三」とする。

(県職員給与条例第十三条の五、学校職員給与条例第十三条の五及び警察職員給与条例第十二条の五の規定による単身赴任手当の支給額)

第五条 県職員改正条例附則第九条、学校職員改正条例附則第九条及び警察職員改正条例附則第九条の規定により読み替えられた県職員給与条例第十三条の五第二項、学校職員給与条例第十三条の五第二項及び警察職員給与条例第十二条の五第二項の人事委員会規則で定める額は、二万五千円とする。

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年福岡県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

教育職給料表 (三) の適用を受ける者

職員の 区 分	職務の級		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1号給から	4号給まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5号給から	8号給まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9号給から	12号給まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13号給から	16号給まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17号給から	20号給まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21号給から	24号給まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25号給から	28号給まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29号給から	32号給まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33号給から	36号給まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37号給から	40号給まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41号給から	44号給まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45号給から	48号給まで	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	49号給から	52号給まで	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000
	53号給から	56号給まで	3,400	4,100	5,800	6,400	
	57号給から	60号給まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61号給から	64号給まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65号給から	68号給まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69号給から	72号給まで	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73号給から	76号給まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77号給から	80号給まで	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81号給から	84号給まで	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85号給から	88号給まで	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89号給から	92号給まで	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93号給から	96号給まで	4,300	5,800	7,000	7,500	
	97号給から	100号給まで	4,400	5,900	7,200	7,600	
	101号給から	104号給まで	4,400	6,100	7,200	7,600	
	105号給から	108号給まで	4,500	6,200	7,200	7,600	
	109号給から	112号給まで	4,500	6,300	7,300		
	113号給から	116号給まで	4,600	6,400	7,400		
	117号給から	120号給まで	4,700	6,500	7,400		
	121号給から	124号給まで	4,700	6,600	7,500		
	125号給から	128号給まで	4,800	6,700			
129号給から	132号給まで	4,900	6,800				
133号給から	136号給まで	4,900	6,900				
137号給から	140号給まで	4,900	6,900				
141号給から	144号給まで		6,900				
145号給から	148号給まで		7,000				
149号給から	152号給まで		7,100				
153号給から	156号給まで		7,100				
157号給から	160号給まで		7,200				
161号給から	164号給まで		7,200				
165号給			7,200				
再任用 職 員			3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第 2 (第 3 条関係)

教育職給料表 (二) の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1 号給から	4 号給まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5 号給から	8 号給まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9 号給から	12号給まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13号給から	16号給まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17号給から	20号給まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21号給から	24号給まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25号給から	28号給まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29号給から	32号給まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33号給から	36号給まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37号給から	40号給まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41号給から	44号給まで	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45号給から	48号給まで	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49号給から	52号給まで	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
	53号給から	56号給まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57号給から	60号給まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61号給から	64号給まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65号給から	68号給まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69号給から	72号給まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73号給から	76号給まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77号給から	80号給まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81号給から	84号給まで	4,100	5,800	6,800	7,600	
	85号給から	88号給まで	4,100	5,900	6,900	7,600	
	89号給から	92号給まで	4,200	6,100	6,900	7,700	
	93号給から	96号給まで	4,300	6,200	7,000		
	97号給から	100号給まで	4,400	6,300	7,200		
	101号給から	104号給まで	4,400	6,400	7,200		
	105号給から	108号給まで	4,500	6,500	7,200		
	109号給から	112号給まで	4,500	6,600	7,300		
	113号給から	116号給まで	4,600	6,700	7,400		
	117号給から	120号給まで	4,700	6,800	7,400		
	121号給から	124号給まで	4,700	6,900	7,500		
	125号給から	128号給まで	4,800	6,900			
	129号給から	132号給まで	4,900	6,900			
	133号給から	136号給まで	4,900	7,000			
137号給から	140号給まで	4,900	7,100				
141号給から	144号給まで	5,000	7,100				
145号給から	148号給まで	5,100	7,200				
149号給から	152号給まで	5,100	7,200				
153号給から	156号給まで	5,100	7,200				
157号給から	160号給まで	5,200					
161号給から	164号給まで	5,300					
165号給から	168号給まで	5,300					
169号給から	172号給まで	5,300					
173号給から	176号給まで	5,400					
177号給		5,400					
再任用 職員			3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十号

平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第四十四号。以下「県職員改正条例」という。）附則第六条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第五十四号。以下「学校職員改正条例」という。）附則第六条及び福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第五十五号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第六条（以下「平成二十六年改正条例附則第六条」という。）の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正条例附則第六条第一項の人事委員会規則で定める職員)

第二条 県職員改正条例附則第六条第一項、学校職員改正条例附則第六条第一項及び警察職員改正条例附則第六条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年福岡県人事委員会規則第九号。以下「初任給規則」という。）別表第二十から別表第三十に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員
- 二 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員
- 三 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第一項第三号において「休職等期間

」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給規則第三十六条又は福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）第八条、福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福岡県条例第六十七号）第十条及び福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年福岡県条例第二十四号）第十条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八号第二項、福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）第三条、福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十二号）第二条又は福岡県公立学校職員の分限に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四十七号）第三条の規定により休職にされていた期間

ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ニ 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ホ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

ヘ 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十四条に規定する病気休暇の承認を受けていた期間

ト 勤務時間条例第十六条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

チ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

リ 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

ヌ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の

定めるこれに準ずる職員を含む。）

(改正条例附則第六条第二項の規定による給料の支給)

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。))を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、県職員改正条例附則第六条第二項、学校職員改正条例附則第六条第二項及び警察職員改正条例附則第六条第二項(以下「改正条例附則第六条第二項」という。)の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)

切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)

切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格した日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第五号に掲げる場合を除く。)

切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合

次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員

県職員改正条例第二条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)別表第一から別表第三までの給料表、県職員改正条例第五条の規定による改正前の福岡

県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六

号。以下「任期付研究員条例」という。)

第五条第一項若しくは第二項の給料表

、県職員改正条例第七条の規定による改正前の福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号。以下「任期付職員条例」という。)

第四条第一項の給料表、県職員改正条例附則第十三条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第十一号)附則別表研究職特例給料表、学校職員改正条例第二条の規定による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)別表第一から別表第三までの給料表、警察職員改正条例第二条の規定による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)別表第一から別表第四までの給料表及び警察職員改正条例附則第十一条

の規定による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第二十五号)附則別表研究職特例給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(同日に任期付研究員条例第五条第四項又は任期付職員条例第四条第三項の規定の適用を受けていた職員にあっては、同日にその者が受けていたこれらの規定による給料月額。)

ロにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間と除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

口 育児短時間勤務等を終了した職員(イに掲げる職員を除く。)

切替前給料表による給料月額

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合

人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第六条第二項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第六条第三項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない他の地方公共団体の

職員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、県職員改正条例附則第六条第三項、学校職員改正条例附則第六条第三項及び警察職員改正条例附則第六条第三項（以下「改正条例附則第六条第三項」という。）の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとすれば支給されることとなる改正条例附則第六条第二項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第六条第三項の規定による給料として支給する。

（平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料の支給の特例）

第五条 切替日以降、平成二十六年改正条例附則第二条の規定による給料に関する規則（平成二十六年人事委員会規則第十一号）の適用を受ける者については、同規則第五条及び第六条中「その者の受ける給料月額」とあるのは、「平成二十七年三月三十一日において支給を受けていた給料月額とその者の受ける給料月額のいずれか高い額」とする。

（端数計算）

第六条 平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第七条 平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料の支給について、この規則

の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができるとする。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

第九条の見出しを「（受給資格証の交付等）」に改め、同条に次の二項を加える。

4 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合にあつては、受給資格者氏名住所変更届（様式第五号の二）に氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、速やかに任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができることについては正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

5 任命権者は、受給資格者氏名住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第十六条第一項中「（様式第十二号）」の下に「及び公共職業訓練等通所届（様式第十二号の二）」を加え、同条第二項中「公共職業訓練等受講届」の下に「及び公共職業訓練等通所届」を加える。

第二十二條第二項中「同号口に該当する者に係る就業促進手当（）」の下に「雇用保険

法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を加え、「同項第二号」を「就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第十七号の四）に、同法第五十六条の三第一項第二号」に改める。

第三十一条第二項中「様式第二号」を「様式第三号」に改める。

様式第五号の（表）中

退職年月日	年 月 日	勤続年数	年 月
-------	-------	------	-----

を

退職年月日	年 月 日	勤続期間	年 月
退職事由			

に改め、

同様式の（裏）の注意事項の5中「雇用保険法の規定の例によりその返還等を命ぜられむ」を「その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される」に改める。

様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 9 条関係)

(表)

受給資格者 氏名 変更届
住所

受給資格証番号			
新 氏 名			
1 氏 名	フリガナ		
	新		
	旧		
2 住 所	新		
	旧		
3 生年月日	年 月 日	4 変更年月日	年 月 日
<p>福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第 9 条第 4 項の規定により上記のとおり届けます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(高年齢・特例) 受給資格者氏名 ㊟ 受給資格証番号 () 電 話 ()</p> <p>任命権者 殿</p>			
備 考			※口座名義変更確認欄

(裏)

注意事項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2 欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1 欄には記載しないこと。
- 3 3・4 欄の下の「(高年齢・特例)受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

様式第十号を次のように改める。

様式第 1 0 号(第 15 条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		失 業 認 定 申 告 書 (該当のところへ○印を付け必要な事柄を記載してください。)													
① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。 イ した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記載してください。 ロ しない	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31						29	30	31				
② 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、収入額、その額が何日分の収入かを記載してください。	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分								
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分								
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分								
③ 失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。															
イ 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。														
	求職活動の方法			活動日	利用した機関の名称			求職活動の内容							
	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等														
	(ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等														
	(ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等														
(ニ) 公的機関等による職業相談等															
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。															
事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機			応募の結果								
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他											
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他											
ロ 探さなかった (その理由を具体的に記載してください。)															
④ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭の事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他()													
	ロ 応じられない														
⑤ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職 ロ 自営	(イ) 公共職業安定所紹介 (ロ) 職業紹介事業者紹介 (ハ) 自己就職			(就職先事業所)										
		月 日より就職(予定)													
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第 15 条の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日															
公共職業安定所長 殿												受給資格証番号() 受給資格者氏名 (印)			
※公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年 月 ~ 年 月	認定日数	日	連絡事項						取扱者印				

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 ①欄及び③欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日(この申告書を提出する日)の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである(無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。)
- 5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものである。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。
- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ③の(2)欄には、③の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 ④欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

様式第十二号を次のように改める。

様式第 1 2 号(第16条関係)

(表)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届							
① 受給資格者に関する事項	氏 名			受給資格証番号			
	住所又は居所						
② 公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練	
	(2) 職種			(3) 期間			
	(4) 昼夜間の別			(4) 昼夜間の別		昼間・夜間	
	(5) 受講開始年月日	年 月 日		(6) 終了予定年月日	年 月 日		
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職 氏名) ㊟						
③ 寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有・無	(2) 寄宿開始年月日	年 月 日			
	(3) 寄宿前の住所又は居所						
	(4) 家族の状況	氏 名	受給資格者との続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居		
		歳	有・無	同居・別居			
④ 公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名							
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第16条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 任命権者 殿 <div style="text-align: right;">受給資格者氏名 ㊟</div>							
※処理欄	基本手当		寄宿手当		証明認定		

(裏)

注意事項

- 1 この届書には、受給資格証を添えること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があつたときは、速やかに任命権者に届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。
- 3 記載上の注意
 - イ ③欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを命じられることがあること。
 - ロ ※印欄には、記載しないこと。

様式第十二号の次に次の様式を加える。

様式第 1 2 号の 2 (第16条関係)

(表)

公共職業訓練等通所届						
順路	①通所方法の別	②区 間	③距離(概算)	④乗車券等の種類	⑤左欄の乗車券等の額(1箇月分)	⑥備考
1		住居から(経由) まで	. km		円	
2		から() まで	. km		円	
3		から() まで	. km		円	
4		から() まで	. km		円	
5		から() まで	. km		円	
6		から() まで	. km		円	
計			. km		円	
<p>⑦届出理由</p> <p>1 新 規 2 住所又は居所の変更 3 通所経路の変更</p> <p>4 通所方法の変更 5 運賃等の負担額の変更</p> <p style="text-align: right;">上記事実の発生日 年 月 日</p> <p>上記の記載事実に誤りのないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(公共職業訓練等の施設の長の職 氏名) (印)</p> <p>福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第16条第1項の規定により上記のとおり届けます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>任命権者 殿</p> <p style="text-align: right;">受給資格証番号 ()</p> <p style="text-align: right;">受給資格者 住所 氏名 (印)</p>						
※ 処 理 欄	該当	イ 交通機関等利用 ロ 自転車等利用		(イ) 通所不便の者 (ロ) (イ)以外の者		
	非該当理由					
	通所手当の月額	円				
	決定年月日	年 月 日				

(裏)

注意事項

- 1 この届出には、通常行っている通所の実情のみを記載し、例外的な方法等は記載しないこと。
- 2 ①欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇線等の別を記載すること。
- 3 ④欄には、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記載すること。
- 4 ⑤欄には、④欄の乗車券等を使用して1箇月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。なお、定期券によらない場合には、通所21回分の運賃等の額を記載すること。
- 5 ⑥欄には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合にはその旨及び理由等を記載すること。
- 6 ⑦欄はその届書を提出する主な理由に該当するものの番号を○で囲むこと。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

様式第十三号及び第十四号を次のように改める。

様式第 1 3 号(第17条関係)

(表)

公共職業訓練等受講証明書																	
受給資格証番号				未支給区分 (1 未支給、空欄 未支給以外)													
待機満了年月日				年 月 日													
支給期間		初日		年 月 日				末日		年 月 日							
認定日数		受講日数		通所日数		特定職種 受講日数		寄宿日数									
内職(労働日 数、収入額)				円		就業手当 支給日数		早期就業支援 金支給日数									
1 受講者氏名				2 証明対象期間				年 月									
3 訓練受講職種																	
4 右のカレンダーに該当する印を付けてください。											1	2	3	4	5	6	7
(1)公共職業訓練等が行われなかつた日(日・祝日等) =印											8	9	10	11	12	13	14
(2)公共職業訓練等を受けなかつた日のうち											15	16	17	18	19	20	21
イ 疾病又は負傷による場合 ○印											22	23	24	25	26	27	28
ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 △印											29	30	31				
ハ やむを得ない理由がない場合 ×印																	
5 特記事項																	
上記の記載事実には誤りのないことを証明する。																	
年 月 日																	
(公共職業訓練等の施設の長の職 氏名) (印)																	
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。											イ した		ロ しない				
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。											イ 得た		ロ 得ない				
8 寄宿の有無		有()・無															
上記のとおり申告します。																	
また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。																	
年 月 日																	
受給資格証番号()																	
受講者氏名 (印)																	
任命権者 殿																	
※連絡事項																	
備考																	

(裏)

注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかつた日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を 5 欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6 欄及び 7 欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6 欄又は 7 欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6 欄及び 7 欄の「2 の期間」とは、公共職業訓練等の受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6 欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、1 日の労働時間が 4 時間以上のもの（4 時間未満であつても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になつたりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6 欄及び 7 欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第 19 条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであつて、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8 欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であつて「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（ ）内に記載すること。
- 8 8 欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

様式第 1 4 号(第18条関係)

(表)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

				受給資格証番号			
申請者	① 氏名			② 性別	男・女	③ 生年月日	年 月 日
診療 担当 者の 証明	④ 傷病の名称及びその程度						
	⑤ 初診年月日	年 月 日					
	⑥ 傷病の経過	年 月 日 治ゆ、転医、中止、継続中					
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間			年 月 日から	年 月 日まで	} 日間	
	⑧ 上記のとおり証明する。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話 診療担当者氏名	⑨					
支給 申請 期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)					
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間			年 月 日から	年 月 日まで	日間	
				年 月 日から	年 月 日まで	日間	
	⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間			年 月 日から	年 月 日まで	日間	
⑫ 内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日	収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	月 月 月	収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	日 日 日	収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第18条第3項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 ⑩ 任命権者 殿							
※処理欄	支給期間	年 月 日から		年 月 日まで	日間		

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、受給資格証を添えて任命権者に提出すること。
- 2 ⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (4) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (5) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 3 ⑩欄には、⑦欄の期間のうち、⑨欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑨欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記載すること。
- 4 ⑫欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のもをいうものであること。
- 5 ⑫欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

様式第十四号の二の(裏)の注意事項の4中「雇用保険法の規定の例によりその返還等を命ぜられる場合」や「不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されること」とある。

様式第十四号の三を次のように改める。

様式第 1 4 号の 3 (第 20 条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		高年齢受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。)	
① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ した ロ しない	就職又は就労をした人は、した月日を記載してください。	
② 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ()	
	ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載してください。)	
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家族的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	(イ) 公共職業安定所紹介 (ロ) 自己就職	(就職先事業所)
	ロ 自営	月 日より自営業開始 (予定)	
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第 20 条第 1 項の規定により準用する第 15 条の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日 高年齢受給資格証番号 () 高年齢受給資格者氏名 (印) 公共職業安定所長 殿			
※公共職業安定所 記 載 欄	連 絡 事 項	取 扱 者 印	

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄の口の(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

様式第十五号の（裏）の注意事項のうち「雇用保険法の規定の例によりその返還等を命ぜられる場合」や「不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されること」に改める。

様式第十六号を次のように改める。

様式第 1 6 号 (第 20 条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		特例受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。)	
① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ した ロ しない	就職又は就労をした人は、した月日を記載してください。	
② 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ()	
	ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載してください。)	
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されればすぐに応じられますか。	イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家族的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	(イ) 公共職業安定所紹介 (ロ) 自己就職	(就職先事業所)
	ロ 自営	月 日より就職 (予定) 月 日より自営業開始 (予定)	
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第 20 条第 2 項の規定により準用する第 15 条の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日			
公共職業安定所長 殿		特例受給資格証番号 () 特例受給資格者氏名 (印)	
※公共職業安定所記載欄	連絡事項	取扱者印	

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は、正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄の口の(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

様式第十七号の三を次のように改める。

様式第 17 号の 3 (第 22 条関係)

(表)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

事業主の証明	① 申請者 氏名		住所	〒 (電話)
	② 就職先の事業所 (開始した事業)	名称	事業所番号	(電話)
		所在地	(電話)	
		事業の種類		
	③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日
	⑤ 職 種	⑥ 一週間の所定労働時間		時間 分
	⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)
	⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)			
	⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。	
	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第22条第2項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 殿 申請者氏名 (印)			
※処理欄	所定給付日数	日	備 考	
	支給残日数	日		
	給付金額	円		
	支給決定年月日	年 月 日		

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内（提出期限）に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

※記載欄

様式第十七号の三の次に次の一様式を加える。

様式第 1 7 号の 4 (第22条関係)

(表)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 氏 名		2 受給資格証番号			
3 住 所		〒			
4 就職先の 事業所	名 称	事業所 番 号			
	所在地	〒 (電話)			
5 一週間の所 定労働時間	時 間 分	6 求人申込み時等に明示した 賃金額(月額)	万 千円		
7 雇用期間中の賃金支払状況					
① 賃金支払対象期間	② ①の 基礎 日数	③ 賃金額			④ 備 考
		Ⓐ	Ⓑ	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
8 上記の記載事実には誤りがないことを証明する。					
年 月 日		事業主氏名		Ⓔ	
(法人のときは名称及び代表者氏名)					
9 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第22条第2項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。					
年 月 日		任命権者 殿		申請者氏名 Ⓔ	
備 考					

事業主の証明

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して 6 箇月に至った日の翌日から起算して 2 箇月以内に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にあつては 1 欄から 3 欄まで及び 9 欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては 4 欄から 8 欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1 欄から 3 欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
9 欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア 5 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から 6 箇月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ 6 欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
 - ウ 7 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が 1 箇月中に 2 回以上ある者については各箇月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については箇月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8 欄において、4 欄から 7 欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

※記載欄

様式第十八号を次のように改める。

様式第 1 8 号 (第 22 条関係)

(表)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

事業主の証明	① 申請者	氏名		住所	〒 (電話)				
	② 就職先の事業所	名称		事業所番号					
		所在地	(電話)						
		事業の種類							
	③ 雇入年月日	年	月	日	④ 採用内定年月日	年	月	日	
	⑤ 職種				⑥ 一週間の所定労働時間	時間		分	
	⑦ 賃金月額	万	千	円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし	年	月	日まで
						ロ 定めあり	(年	ヵ月)
							契約更新条項 (イ有 ロ無)		
							1年を超えて雇用する見込み (イ有 ロ無)		
⑨ 上記の記載事実と誤りのないことを証明する。									
年 月 日									
事業主氏名 ⑩									
(法人のときは名称及び代表者氏名)									
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。							
		ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。							
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第22条第2項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。									
年 月 日									
任命権者 殿									
申請者氏名 ⑩									
備考									
※処理欄	支給金額	円		支給決定年月日	年 月 日				

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内（提出期限）に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証、特例受給資格証又は被保険者手帳を添えること。
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

※記載欄

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の職員等を定める規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の職員等を定める規則を廃止する規則

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の職員等を定める規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十一号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県教育長の営利企業等の従事制限に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十一条第七項に規定する人事委員会規則で定める地位については、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和五十一年福岡県人事委員会規則第九号）第一条の規定を準用する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職する教育長がその教育委員会の委員としての任期中である場合においては、なお従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一の表中「教育長」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職する教育長がその教育委員会の委員としての任期中である場合においては、なお従前の例による。

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十五号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の岡垣町の表、遠賀町の表及び水巻町の表中「教育長」を削る。

別表の芦屋町の表を次のように改める。

出先機関	中学校	校長 副校長 教頭
	小学校	校長 副校長 教頭
本庁	議会事務局	事務局長
	町長部局	課長 参事 人事係長
教育委員会事務局	課長	
	校長 副校長 教頭	

別表の鞍手町の表本庁の項を次のように改める。

本庁	議会事務局	事務局長
	町長部局	課長 室長 庶務管財係長 人事係長 財政係長
教育委員会事務局	課長	
	校長 副校長 教頭	

別表の小竹町の表及び大刀洗町の表中「教育長」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する教育長がその教育委員会の委員としての任期中である場合においては、その教育長については、なお従前の例による。

福岡県人事委員会訓令第 二 号

事 務 局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第 二 号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項中第三十三項を削り、第三十四項を第三十三項とし、第三十五項から第四十五項までを一項ずつ繰り上げ、第四十四項の次に次の一項を加える。

四十五 平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料に関する規則（平成二十七年福岡県人事委員会規則第十号）に基づく次の事務

- 1 第二条第五号の規定により、人事委員会の定めるこれに準ずる職員を定めること。
- 2 第三条第一項第五号の規定により、人事委員会の定めるこれに準ずる場合及び人事委員会の定める額を定めること。
- 3 第三条第二項の規定により、人事委員会の定める額を定めること。
- 4 第四条第一項の規定により、人事委員会の定めるこれらに準ずる者を定めること。
- 5 第四条第一項の規定により、人事委員会の定める職員及び人事委員会の定める額を定めること。
- 6 第七条の規定により、この規則により難い場合の別段の取扱いを承認すること。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

福岡県知事 小 川 洋

福岡県規則第十二号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則別表第九号中「林業手」を「林業技術員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。